

登校許可証明書

学校名 千葉県立桜が丘特別支援学校

学 部 _____ 部 _____ 年 _____

氏 名 _____

下記の疾患で療養中のところ、現在軽快し、登校してよいことを証明します。

平成_____年_____月_____日から療養開始

平成_____年_____月_____日から登校可

記

該当疾患に○	疾患名	出席停止期間の基準 *以下の基準に基づき、主治医が判断する。
	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで。
	百日咳	特有な咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。
	麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで。
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下線又は舌下線の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。
	風しん	発疹が消失するまで。
	水痘	すべての発疹が痂皮化するまで。
	結核	医師により感染のおそれがないと認められるまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消失した後2日を経過するまで。
	髄膜炎菌性髄膜炎	医師により感染のおそれがないと認められるまで。
	腸管出血性大腸菌感染症	医師により感染のおそれがないと認められるまで。
	流行性角結膜炎	医師により感染のおそれがないと認められるまで。
	急性出血性結膜炎	医師により感染のおそれがないと認められるまで。
	A群溶連菌感染症	抗生剤内服開始後24時間を経過し、発熱・発疹等の諸症状が回復するまで。
	ウイルス性肝炎（A型）	肝機能が正常に戻るまで。
	感染性胃腸炎	嘔吐・下痢症状が軽快し、全身症状が回復するまで。
	マイコプラズマ感染症	解熱し、咳が軽快するまで。
	伝染性紅斑（りんご病）	発疹期には感染力がないため。全身状態がよいものは登校可能。
	ヘルパンギーナ	全身の状態が安定したものは登校可能。
	手足口病	全身の状態が安定したものは登校可能。
	伝染性膿痂疹（とびひ）	患部を覆えば登校可能。覆えない場合は痂皮が脱落するまで。
	その他の伝染病（ _____ ）	

【学校生活での注意事項】

平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

医療機関名

医 師 名

印